

第34回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 平成28年10月28日（金）10:00～10:45

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館12階1202会議室

3. 出席者 内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員

内閣府原子力政策担当室

室谷参事官、横井参事官補佐

外務省 軍縮不拡散・科学部 不拡散・科学原子力課

林課長

国際原子力協力室

辻室長

4. 議 題

(1) IAEA第60回総会の結果概要について（外務省）

(2) 使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画に対する意見について（見解）

(3) 発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可について（答申）

(4) その他

5. 配付資料

(1) 国際原子力機関（IAEA）第60回総会の結果概要

(2) 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画について（案）

(3) 発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉の設置変更許可について（答申）

参考資料

(2) 使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画について

(3) 発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉の設置変更許可に関する意見の聴取について

6. 審議事項

(岡委員長) それでは、時間になりましたので、ただいまから第34回原子力委員会を開催いたします。

本日の議題は、一つ目が IAEA 第60回総会の結果概要について、二つ目が、使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画に対する意見について（見解）、三つ目が、発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可について（答申）、四つ目がその他です。

本日の会議は11時30分を目途に進行させていただきます。

それでは、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) ありがとうございます。

1件目の議題でございます。「IAEA第60回総会の結果概要について」ということで、本日は外務省の軍縮不拡散・科学部の不拡散・科学原子力課課長の林様、そして国際原子力協力室の室長であられる辻様にお越しいただいております。

本日は、林課長より御説明を頂いた後、適宜辻室長より補足いただきたいというふうに考えております。

それでは、御説明の方をよろしくお願い申し上げます。

(林課長) おはようございます。外務省不拡散・科学原子力課長の林でございます。本日は、先月行われました IAEA の第60回総会の結果概要について御説明させていただきます。お配りいたしております結果概要に基づきまして御説明させていただきます。

今回の総会は9月26日から30日まで、ウィーンの IAEA の本部で行われております。我が国からは、政府代表として石原宏高内閣府副大臣が出席いたしました。

冒頭、初日から数日間にわたって行われます一般討論演説におきまして、石原副大臣の方から政府代表としての演説を行っております。その中身を簡単に御説明いたしますと、まず最初に、天野事務局長のリーダーシップを評価し、それから IAEA の全加盟国に対して、3選目を表明いたしました天野事務局長の支持を呼びかけております。

また、我が国の本分野における取組といたしまして、大きく分けて六つについてスピーチをいたしております。

一つが日本の原子力政策の現状について。

それから二つ目が、福島第一原発事故への対応。中身としましては、その廃炉、汚染水対

策、それから日本産食品の安全確保の取組などがございます。

3番目が原子力の安全強化でございますが、具体的に言いますと、国際協力の重要性、それから我が国の貢献についての説明をしております。

四つ目がグローバルな課題への対応でございます。天野事務局長が掲げております「平和と開発のための原子力」への我が国の支持。それから、IAEAによる技術協力への我が国の貢献ということでございます。

五つ目が核セキュリティの強化についてでございます。これは、4月に行われました核セキュリティ・サミットを受けまして、IAEAがこの分野で中心的役割を担っていくということが期待されている中での、そのIAEAの取組への支持。それから、我が国としての貢献について説明をしております。

六つ目が、核不拡散体制強化のための取組ということで、我が国として独自に行っておりますアジア地域での不拡散強化に向けた取組。それから北朝鮮の核問題、またイランの核合意の着実な実施についての支持を説明しております。

以上が石原副大臣の一般討論演説の内容でございます。

また、石原副大臣は、今回ウィーンに出張した機会を捉えまして、天野事務局長、それからモニーツ米国エネルギー長官、それからヴェルベールド仏原子力・代替エネルギー庁長官との会談も行っております。

次に、あわせまして、天野事務局長が冒頭にスピーチをしておりますので、その内容も簡単に御説明させていただきます。

今年が60年ということでありまして、IAEAがこれまで国際の平和と安全に大きく貢献してきた内容について、まず述べられた後に、あわせまして、持続的可能な開発目標、SDGsですが、この達成に向けてもIAEAとしては貢献していること。さらに、深刻な懸念として、北朝鮮の核問題への対応。さらに、IAEAが大きな役割を担っておりますイランの核合意の監視・検証の取組。また、原子力発電を行っている国における安全、それから核セキュリティ分野での支援。また同時に、安全や核セキュリティ分野の強化の取組について、天野事務局長からの説明がございました。

また、選挙に関しましては、加盟国から事務局長としての信任が得られるのであれば、引き続き事務局長を務める用意があるということ、理事会議長に通知しているということ、を自ら述べられております。

続きまして、総会期間中の主要な議題の中身について御説明させていただきます。

大きく分けまして七つ書いておりますが、北朝鮮の核問題、それから、中東における I A E A 保障措置の適用、イスラエルの核能力、保障措置の強化・効率化、原子力安全、さらに、核セキュリティと、あと技術協力、原子力応用でございます。

それぞれにつきましては、例年決議として採択されているものがございまして、今年も同様な決議が採択されているということでございます。

今年の議論で、特にこれまでと違った点を中心に御説明させていただきますと、まず、北朝鮮の核問題につきましては、本年の 1 月と 9 月に行われた核実験を受けまして、昨年よりも強い言葉で北朝鮮を非難する内容の決議が採択されております。

また、中東における I A E A 保障措置の適用につきましては、例年これは投票になるのですけれども、今年も同様に投票に付されまして、決議自体は賛成多数で採択されておりますが、内容としては、全ての加盟国に対して、中東地域内での非核兵器地帯設立に向けた取組を求めることを述べている内容でございます。

また、例年、イスラエルの核能力決議に、核能力につきまして議論が行われた後に、アラブ連盟を中心とした決議が提出されて、投票に付されるのですが、今年は、アラブ連盟側からの決議案の提出がありませんでしたので、議論のみが行われたということでございます。

保障措置、それから原子力安全につきましては、基本的には例年どおりの決議案が採択されております。

今年一番議論が盛り上がったといえますか、活発に行われたのは核セキュリティでございます。これは、4 月の核セキュリティ・サミットを受けて、モメンタムを維持するという観点から非常に関心が高かったということに加えて、12 月に I A E A が核セキュリティについての閣僚級の会議を開催することになっております。その前哨（ぜんしょう）戦という形でございますので各国とも強い関心を示しておりますが、最終的には、いろいろ議論がございましたが、コンセンサスで採択されております。基本的には、I A E A が核セキュリティ分野において中心的、及び調整でのコアとしての役割を担うべきということで、I A E A の核セキュリティでの取組での強化について各加盟国が支持しているという内容でございます。

技術協力、原子力応用についても、例年どおりの議論が行われたと承知しております。

最後に、新規加盟国として三つ、セントルシア、セントビンセント、それからガンビアということで、新たな加盟が承認されて、加盟国が 171 になったということでございます。

私からの説明は以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

それでは、質疑を行いたいと思います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) ありがとうございます。一つだけ質問させていただきますけれども、日本代表の石原副大臣が演説されたということで、その後、日本の報道では、石原副大臣が、使用目的のないプルトニウムは持たないという政策を堅持するというような趣旨をおっしゃったということですが、私はもう一つ、使用目的がないということと同時に、分離されたプルトニウムを増やさない。量を、バランスをよく見るんだということも、これは2年前のセキュリティ・サミットで総理もおっしゃっていますし、そこが現在の状況においては非常に大事な点だと思うのですが、報道で見る限り、これはおっしゃらなかったようですが、これは何かそういう判断があってそうされたのでしょうか。

(林課長) 御質問がございましたプルトニウムの利用の部分でございますけれども、石原副大臣の方からは、代表演説において、利用目的のないプルトニウムを持たないとの原則を維持しますということにあわせて、しっかりと使っていくという観点から、プルサーマルの推進によって着実に利用していく考えであることを強調しております。

そういう意味では、我が国のプルトニウム回収、利用に関する基本的な考え方は変更がない中で、よりしっかり使っていくということを強調したということだと思っております。

(阿部委員) そうすると政府部内から、これから六ヶ所村にある再処理施設なんかを動かしていくと、当然プルトニウムは出てくる。そうすると、若干増えるかもしれないということで、余りこのことは言わないでくれということがあって言わなかったわけではないということですね。

(林課長) その部分につきましては、もちろん限られた時間の中で、日本の原子力政策全体を幅広く説明するという制約の中で、いろいろ調整した結果でございますけれども、その御指摘の点について何ら変更するものではなくて、より利用の側面を強調したということだと承知しています。

(阿部委員) ありがとうございます。

(岡委員長) ありがとうございます。私の質問は、中東における IAEA 保障措置の適用ですが、この中東域内国というのは、IAEA に入っていない国があるのでしょうか。大体全部入っているのでしょうか。

(林課長) 中東諸国は基本全て入っております。もちろん、パレスチナの問題はございますけ

れども、国として国連に加盟しているような国は、I A E Aにも加盟しているというふう
に承知しています。

(岡委員長) これは、「保障措置の適用」と書いてありまして、保障措置を受けていない国も
あるというようなニュアンスなのでしょうか。

(林課長) 基本的には、この決議のタイトルが、アプリケーションということでございまして、
適用というふうに訳しておりますけれども、I A E Aとの保障措置を結ばなければいけな
いというN P Tの義務の下では、もちろん、そのN P Tに加盟していないイスラエルなど
のことがございますけれども、基本的にN P Tに入って、I A E Aの保障措置を受けてい
るところでは、イスラエル以外は、基本的にはその義務を果たしているというふう
に考えております。

(岡委員長) ありがとうございます。

もう一つ、イスラエルの核能力のところで、「アラブ諸国は本件決議案の提出を見合わせ
た」とありますけれども、今年は見合わせた理由といたしますか、何か理由あるのしょう
か。

(林課長) これは、飽くまでも推測の部分もあるのですが、伝え聞くところによります
と、今、アラブ連盟の中におきまして、中東非核地帯構想についていろいろなレビューを
行っているということで、そのレビューを終えるまでは、いろいろそういう具体的なアク
ションは控えようということで、今回、例年のような決議案の提出はなかったというふう
に聞いております。

(岡委員長) ありがとうございます。他にございますか。

それでは、お忙しいところどうもありがとうございました。

それでは、議題2について、事務局から御説明をお願いします。

(室谷参事官) 2件目の議題でございます。「使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再
処理等実施中期計画に対する意見について（見解）」ということでございます。

10月18日に開催された第33回原子力委員会におきまして、経済産業省より説明がご
ざいました、使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画の認可に
際する経済産業大臣からの意見照会に対する原子力委員会の意見、見解についてござい
ます。

本日は、事務局の横井参事官補佐から御説明をいたします。

お願いいたします。

(横井参事官補佐) それでは、よろしくお願いたします。資料は第2号でございます。

前回の定例会での御議論等を踏まえまして、事務局にて、その意見照会に対する見解(案)ということでまとめさせていただきましたので、御説明を申し上げます。なお、先日の経済産業大臣から意見照会がございました資料につきましては、参考資料の第2号ということでお付けをしております。

今回のこの経緯につきましては、御案内のとおりですけれども、先の国会における附帯決議といたしまして、この実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から原子力委員会の意見を聞くものとするということとされていることを契機としているものでございます。

その観点からの意見とともに、今後の期待ということに関しまして述べさせていただいておりますので、この後御説明を申し上げます。

それでは、資料第2号の1枚目でございます。

(案) 経済産業大臣 世耕弘成宛(あ)て。

原子力委員会委員長 岡芳明。

使用済燃料再処理機構の使用済燃料再処理等実施中期計画について。

平成28年10月14日付け20161012資第6号をもって意見を求められた原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第45条第1項の規定に基づき使用済燃料再処理機構から申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画については、別紙のとおりである。

別紙でございます。

(別紙)。

(案) 使用済燃料再処理機構が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画に対する意見について(見解)。

平成28年10月28日。

原子力委員会。

このたび、平成28年10月14日付け20161012資第6号をもって、経済産業大臣より、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえ意見を求められた、使用済燃料再処理機構(以下「機構」という。)が策定する使用済燃料再処理等実施中期計画(以下「実施中期計画」という。)について、以下の通とお見解を示す。

今般の実施中期計画では、法令上の要件である、再処理や再処理関連加工の実施場所等について述べているが、これらの施設は国際原子力機関（IAEA）の保障措置下にあること等から、平和利用の観点からは妥当であると考え。他方、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量に関する記述はないことから、プルトニウムの需給バランス確保の観点からは現時点において意見を申し上げる状況にはない。このことから、今後、これらの実施時期及び量を含む実施中期計画が再処理を実施する前に提示されることを求める。

原子力委員会としては、平成28年3月29日付け「電気事業者におけるプルトニウム利用計画等について（見解）」において、電気事業者が策定・公表する「プルトニウム利用計画」に関する考え方について示したところであり、当該利用計画においてプルトニウムの利用目的及びその数量が明確化されることを期待しているところである。今後、再処理や再処理関連加工の実施時期及び量に関する記述を含む実施中期計画の認可に際しては、利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則の下、プルトニウム需給バランスについて、具体的かつ現実的な見通しが明示されていること、プルトニウム利用計画との整合性が図られていることを確認するよう期待する。

また、原子力委員会としては、このたび設立された機構の実施中期計画の下で事業を推進するに当たり、機構及び事業を委託する事業者の双方のガバナンスが重要であると認識しており、その観点から実施中期計画を実施するための適切な役割分担、実施体制の下、効率的・効果的に事業が推進されることを期待する。

六ヶ所再処理施設が安全・順調に操業することは、核燃料サイクルにとって重要である。そのため、日本原燃株式会社は適切な工程管理と施設周辺の環境保全に加えて技術的知見の蓄積・継承に取り組むとともに、学理を習得し、技術的知識も有する人材育成についても強力で推進されることを期待する。

以上。

でございます。

（岡委員長）ありがとうございました。

それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

（阿部委員）私からは2点申し上げたいと思います。

まず第1点は、この見解の2番目のパラグラフ、段落ですけれども、実施中期計画で、再処理や再処理加工の実施場所などについて述べている、これは「平和利用の観点からは妥当であると考え」と、こうなっていますね。これは、中期計画を見てみますと、そこで

述べていることは、炉規法で定められたところで認められた日本原燃株式会社ですか、そこに委託するというふうに書いてあるのですね。

これはつまり、現在、日本の電力会社が原発で使った使用済燃料については、全て今度の法律によって、この機構に処理料を拠出するということになっていて、それについて、今度の計画によると、全て日本原燃に再処理を委託するということなのですね。

それをもって、ここでは「妥当であると考え」 という見解になっていますけれども、私が見るところ、このように使用済燃料を全量再処理することをここで確定するというのと、その再処理を全て日本原燃の独占契約にするということは、必ずしも私は適切ではないのではないかと考えます。少なくとも、「妥当である」というふうにこの委員会が全面的に賛成だという表現にするのは、私はいかがなものかと思えます。

そこで、私の提案としては、「平和利用の観点からは」で切りまして、「不適切なものではないが、対応の柔軟性を残しておくことを考えても良いのではないか」というふうに、少し柔軟性も考えるようにという表現にしてはどうかというのが私の提案でございます。以上が第1点です。

第2点は、次のパラグラフですけれども、今後の実際の再処理の計画について、前のパラグラフがどこに再処理をさせるかということの問題ですが、次のパラグラフは、その量について議論しているわけですが、そこにおいて私の関心は、利用目的のないプルトニウムは持たないということと、同時にその量も、ある程度適当な量であって、目的がないから幾らでもいいんだということではないということで、需給のバランスをよく考えるということが重要だと思います。

そういうことで、このパラグラフについては、その利用目的がないということと、プルトニウムの需給バランスを見るんだということが入っていますので、これでよろしいかと思えます。

先ほどの、前の議題でも触れましたけれども、2年前には安倍総理が、総理の口から、日本は利用目的のないプルトニウムを持たない。なおかつ、その需要と供給のバランスをよく見るということをおっしゃっていたわけです。その点も、これからよく踏まえて対応することが必要だというのが私のコメントでございます。

以上でございます。

(岡委員長) ありがとうございます。

最初におっしゃったのは、この二つ目のパラグラフの3行目の「妥当である」を、「不適

切なものではないと考える」という修正をしたらと。

(阿部委員) 私の修正案は、「妥当であるとする」というところを削除して、「不適切なものではないが、対応の柔軟性を残しておくことを考えて良いのではないか」というふうに修正するという案でございます。

(室谷参事官) 委員長、事務局から補足申し上げてもよろしゅうございましょうか。

(岡委員長) どうぞ。

(室谷参事官) 今、阿部先生がおっしゃいました1点目に対する、飽くまで事務的な補足でございますけれども、今回、この再処理等拠出金法と呼ばせていただきますけれども、法律で、及びその法律が国会において審議された際の衆議院、参議院両院による附帯決議において、原子力委員会に対して意見が求められている、原子力委員会が意見を言ってほしいというふうになっておりますのは、飽くまで、その平和利用の観点、それとプルトニウムバランスの観点から、機構が提出してくるこの中期計画の再処理及び加工をする場所、時期、量について、今申し上げましたような平和利用の観点とバランスの観点から、意見を原子力委員会からもらうようにというふうになっているわけでございます。それに基づいて、今回、経済産業省の方から意見照会が来ていて、原子力委員会の意見が求められている。

従いまして、事務的にというか、技術的に原子力委員会が求められているのは、飽くまでそういった、例えば、今回再処理については六ヶ所、この実施中期計画の実施期間中については六ヶ所再処理工場とする予定である、そのことに対する平和利用の観点からの妥当性判断ということでございますので、その柔軟性、つまり全量再処理か、そうではないかというのは、必ずしも今回原子力委員会に求められている意見ではないのではないかとこのように事務局は考えております。

念のため申し上げますと、法律本体の方を見ますと、今後、全部再処理するか、中間貯蔵するかとか、そのあたりは十分柔軟な形にできているというふうに考えておりまして、飽くまで、今回のこの計画の期間中については、このような形で六ヶ所再処理工場に委託する。それに対して原子力委員会が、平和利用の観点から意見をおっしゃってくださいということでございますので、妥当性という観点からすると、妥当なのではないかというふうに、技術的には事務局の方では考えております。

以上、補足でございます。

(岡委員長) 私も、これは文章の、今の「妥当であるとする」、その前の文章とのつなぎか

ら考えると、今阿部先生の修正、例えば、「柔軟性を残す」とおっしゃったのですけれども、何かつながりが悪いといえますか、そういう感じがいたします。

全量再処理とおっしゃったのですけれども、実際はフランスも全量再処理なんかしていない。サイクルというのは、再処理工場にキャパシティがありますので、ウランの使用済燃料は残っておりますし、MOX燃料も使用済燃料が残っておりますので、そこは正確でないということと、それから政策の話は、今ここで問われているわけではないので、飽くまでこういう場所とか何とか、保障措置ということで場所、保障措置について柔軟性を持つてというのは、何となく言葉が変であるということもあり、特に「不適切」と、「ものではない」というのと、「妥当である」というのと、余り言葉は変わらないのではないかと思いますので、元の文章の方がいいのではないかと思いますので、阿部先生いかがでしょうか。

(阿部委員) ありがとうございます。

室谷参事官がおっしゃったのは、本日の議題について狭く解釈すればそうでしょうね。ただし、私は、原子力委員会というのは、広く原子力の利用について考え、意見を述べるという立場にあるので、そこは、ある程度は言っているのではないかと思います。ここは室谷さんとは見解が違うということであろうかと思えます。

委員長も、これは原案の方がよろしいということのようでございますので、この際、時間もないので、私は投票で決めるということをお願いしたいと思います。投票すると、私は修正案に賛成、委員長は反対。室谷さんも投票するかどうかは知りませんが、1対1であれば、これは規則によって委員長の決するところによるということでございますので、そのように進めてはいかがでしょうか。

(岡委員長) 投票するかどうか、投票するのになじむかどうかということがありまして、前も申し上げたことがあると思うのですけれども、なるべく合意を図る。こういう少人数で投票しているところは、ないんだと思うのです。それで今日は、特に中西先生がおられないのでやりにくいのですけれども、阿部先生御提案の投票するかどうかについては、そういう運営をするよりも、むしろお互いによく理解を図るところが、私としては重要であろうと思っております。ただ、この議題は処理しないといけませんので、どう処理するかということなのですけれども、最後におっしゃった、阿部先生は修正案を出されたわけですが、それについて、事務局の説明と私自身の御意見を申し上げたのですけれども、文章をどうするかということについて、「妥当であると考え」というところは、阿部先

生としては不本意であるというふうにおっしゃっているということなのだと思うのですが、一つのポイントは、核燃料サイクル政策について、柔軟性といいますか、そういうことをおっしゃりたいんだと思うのですけれども、それについて、ここで、そこだけ切り出して議論をするというのは、議論としては足りないのだと思う。

ですから、柔軟性という言葉は、核燃料サイクルの扱い方、使用済燃料の扱い方ということだと思うのですけれども、それはまた別の、核燃料サイクル政策の中で議論をされるべきということだと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

(阿部委員) したがって、私の提案は委員長がオーバールールしたということで、議事終了してよろしいのではないのでしょうか。

(岡委員長) ありがとうございます。では委員長権限で、2人しかおりませんが、阿部先生に御納得いただいて、もうその文章でと。

(阿部委員) 納得はしていません。

(岡委員長) 納得していない、はい。元の文章でやらせていただきたいと思います。

その他ございますか。よろしいですか。

それでは、私の意見を申し上げていないのですが、文章としてはこれでいいと思うのですが、日米協定もありますし、きちんと論理的に、こういうプルトニウムバランスを説明する必要があるというところが、今回の件では一番重要なところであろうと思います。

電力事業の競争環境といいますか、自由化といいますか、そういうことに合わせて、使用済燃料の対策が、こういう再処理機構というものをつくってなされようとしているのは必要なことだと思いますけれども、それが持っている機能である事業計画を見ていくというところで、プルトニウムのバランスも見ることができるといったことになったということだと思いますので、今後、再稼働の状況等もあろうと思うのですけれども、これをきちんと見ていく。長期的には減らしていくということでないといけない。

ただ、世間でよく言われているように、多くのものはMOXでありますので、純粋なプルトニウムがいっぱいあるというわけではありませんし、英国、フランスにあるものはMOX燃料で帰ってくるということですので、そのあたりは誤解のないようにしていただきたい。

ただ、量が多いことは確かですので、これを長期的に減らしていく必要はあるということ、日米原子力協定のこともあり、米国にもきちんと説明する必要がある。ここは今後しっかりやらないといけない。こここのところが、我々の見解では非常に重要なところなので

はないかなと思います。

文章としては、修正はございません。

あともう一つ、一番最後の行は、特に注意点といいますか、核燃料サイクルにとって、この六ヶ所再処理施設がちゃんと動くというのが非常に重要であるということと。それから、工程管理、ちゃんと起動して商業運転を始めるということ。それから、技術・知見の蓄積と継承ということ。このサイクル技術というのは機微技術ですので、必ずしもたくさんの方がやっているというわけでもないので、学理を習得して技術的知識を有する人材の育成についても非常に重要であるというふうに思いますので、それを書きいただいているということで適切だと思います。

それでは、この文章で見解を出すということによろしいでしょうか。

それでは、そのようにさせていただきます。

(室谷参事官) ありがとうございます。

1点補足させていただきますと、正に今委員長がおっしゃったように、このプルトニウムバランス関係は諸外国の関心も非常に強いこともございまして、向こう1週間以内、若干時間を頂くこととなりますけれども、意見照会の内容、意見照会が来た経済産業省の文章、原子力委員会からのこの回答、両方を英語化してホームページの方に載せるような形で、海外への透明性を図りたいというふうに思っております。

以上、参考の情報でございます。

(岡委員長) それでは、案のとおり当見解とすることによろしいでしょうか。

では、異議ないようですので、当委員会の見解といたします。

それでは、議題3についてお願いいたします。

(室谷参事官) 引き続き議題3番目、「発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可について」でございます。10月18日に開催された第33回原子力委員会にて原子力規制委員会より説明がございました、発電用原子炉設置者11社からの発電用原子炉設置変更許可に際する原子力規制委員会からの諮問に対する答申についてでございます。

引き続き、事務局の横井参事官補佐から御説明をいたします。

よろしく申し上げます。

(横井参事官補佐) それでは、資料は第3号でございます。規制委員会から諮問がございました資料につきましては、参考資料の第3号でお付けをしております。

今回、この11社、合計で19件ございますけれども、この変更の理由とその内容につき

ましては、先の議題の、この再処理等抛出金法ができたことによる変更ということで、全て同一の変更理由と、同じ変更の内容になってございますので、答申につきましても、基本的に全て同一の内容としてございます。そのため、この後の御説明につきましては、この資料第3号の1ページと2ページを代表して御説明させていただきたいと思っております。

それでは、資料の1ページ目でございます。

(案) 原子力規制委員会宛 (あ) て。

原子力委員会委員長。

東北電力株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）について（答申）。

平成28年10月5日付け原規規発第1610051号をもって意見照会のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の8第2項において準用する法第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用については、別紙のとおりである。

2ページ目の別紙でございます。

(別紙)。

東北電力株式会社東通原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可（発電用原子炉の使用済燃料の処分の方法の変更）に関する核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下、「法」という。）第43条の3の6第1項第1号に規定する許可の基準の適用について。

本件申請については、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律の施行に伴う使用済燃料の処分の方法に関する変更によるものであり、発電用原子炉については変更がなく、使用済燃料は法に基づき指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行うこと、海外において再処理が行われる場合は、我が国が原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者において実施することとされている。これらのことから、当該発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないものと認められるとする原子力規制委員会の判断は妥当である。

以上でございます。3ページ以降は同一の記載内容になっておりますので省略をさせていただきます。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、質疑を行います。阿部委員からお願いします。

(阿部委員) 答申の案文はこれでよろしいかと思いますが、参考までに申し上げれば、この答申の中にも書いてありますけれども、なぜ妥当であるかということは、使用済燃料が炉規法に基づいて指定を受けた国内再処理事業者において再処理を行う。あるいは、海外において再処理する場合には、日本が原子力の平和利用に関する協定を締結した国の再処理事業者が行うということで、ここで拡散の問題が手当てされるということでよろしいわけですが、ここに、実は、前の議題で議論しましたように、再処理をどこで行うかということについては、この、そもそもの意見聴取の資料として添付されてきました各電力会社の書類の中において、電力会社は、再処理は国内の業者若しくは海外の業者に行うと、両方行えるような申請になっているのです。したがって、この私の答申も、両方の選択肢をここに書いて答申したわけです。

もちろん、現実問題としては、日本に唯一稼働するであろう再処理施設は日本原燃の六ヶ所村の再処理施設でございますので、かつ、その六ヶ所村の原燃の株式会社は、原発を持っている日本の電力会社がみんな出資してつくった会社ですから、当然ながら、通常であれば、工場ができれば、いわば自分の育てた子供のところに発注するであろうということは分かりますが、恐らくこれは各電力会社が、しかしながら、六ヶ所も予定どおりうまく動かないかもしれない。ですから、MOX燃料を使う原発も、意外とこの規制委員会からお許しが早く出て、どんどん動くかもしれない。そうすると、当然このMOX燃料を用意しなければいけないですね。六ヶ所村では間に合わないかもしれない。そのときのことを考えれば、例えばですけれども、やはり前に頼んでいたフランスのアレバに頼もうかということもあるので、恐らく、会社の関係者あるいは顧問弁護士が、これはちゃんとそういう選択肢をとっておいた方がいいということで、そういう紙で申請したのだと思うのです。ということで、ここはそれを当委員会としても繰り返す形で、妥当であると認めてもいいということですね。

(岡委員長) 私のところは、今の阿部先生の最後の方は違うのですが、海外再処理は、もうなるべくやめましょうというようなことが、過去の原子力委員会の議論で残っているのではと思います。ですから、国内再処理で六ヶ所が動いたらやりましょうというようなことがメインなのだと。可能性として、この海外再処理を排除はしていないけれどもという過去の原子力委員会の議論だったように私は思っておりまして、そこは阿部先生の理解と違っているということを申し上げたいと思います。

ただ、文章としてはこれで結構だと私は思っております。

それでは、このとおり答申するという事でよろしいでしょうか。

それでは、案のとおり答申することにいたします。

その他、これで議題は終わりですね。

(室谷参事官) はい、4番目のその他案件。

(岡委員長) その他案件ですね。

(室谷参事官) はい、になります。

その他案件でございますが、今後の会議予定でございます。恐縮ながら、現在のところ、次回原子力委員会の開催日程は決まっておられません。後日、原子力委員会ホームページの開催案内をもってお知らせ申し上げたいというふうに考えております。

以上でございます。

(岡委員長) それでは、その他御発言ございますでしょうか。

それでは、御発言がないようですので、本日の議題はこれで終わります。